大阪中之島美術館メンバーシップ制度 規約

第1条(適用範囲)

(1) 本規約に定める条項は、大阪中之島美術館(以下、「当館」という。)が運営する大阪中之島美術館メンバーシップ制度(以下、「制度」という。)の会員(以下、「会員」という。)に適用されるものとします。

第2条(目的)

(1) 本制度は、当館が行う展覧会等を通じて、美術や文化に広く親しんでいただくことを目的とします。

第3条(入会手続き)

(1) 本制度に入会を希望する方(以下、「入会希望者」という。)は、本規約をすべて承認のうえ、原則としてホームページ上の申込みページから入会手続きが可能です。

第4条(会員資格)

(1) 入会手続きを行い、当館が入会を認め、本規約に定める年会費全額を一括納入で完了した方を会員とします。

第5条(会員の種類)

会員種別は、以下のとおりとします。

- 1. メンバーシップ会員
- 2. ペア会員

第6条(年会費及び支払方法)

- (1) 年会費は以下のとおりとします。
 - 1. メンバーシップ会員 年会費 6,000円(税込)
 - 2. ペア会員 年会費 11,000円(税込)
- (2) 年会費の納入方法は、原則として次の方法による一括の納入とします。
 - 1. 事前に登録したクレジットカード決済による納入

第7条(会員期間及び自動更新)

- (1) 会員期間は、初年度は入会手続きを行い、第6条に定める年会費を入金した日から 1年間とします。(例:2月2日入会の場合、翌年の2月1日までを会員期間としま す。)
- (2) 会員期間は、入会後初めてとなる期間満了後は、1年ごとの自動継続とします。
- (3)会員期間満了日の2か月前までに、所定の退会手続きを終了しない場合は、会員期間 満了日後以降の1年ごとの自動継続に同意したものとみなし、会員期間が1年ごと に自動継続されます。
- (4)年会費は事前に登録したクレジットカード決済により、1ヶ月前に支払うものとします。年会費の入金確認ができなかった場合は、自動更新はなされず、自動継続の意思がなく、期間満了したものとします。

第8条(会員証)

- (1) 会員には電子会員証を発行します。(ペア会員の場合は代表者、同伴者それぞれに会員証を発行いたします)ご希望される方にはカード発行手数料300円をお支払いただくことで会員カードの発行が可能です。会員カードの申請・受取は当館のチケットカウンターのみです。
- (2) 会員は会員証を提示することで第9条の特典を受けることができます。
- (3)会員証は会員本人のみが利用できます。会員証およびその権利を他人に貸与や譲渡 はできません。会員本人以外が会員サービスの提供を受けたことが判明した場合は、 会員サービスの提供を中止または無効とする場合があります。
- (4) 会員証の管理は会員自身が責任を持って行うものとし、管理を怠った場合に発生した損害について、当館は一切責任を負いません。
- (5) 会員証(電子会員証を除く)は、紛失・盗難被害を含めて理由の如何にかかわらず、 再発行いたしません。

第9条(会員の特典)

(1) 会員の特典は下記のとおり特典を付与するものとする。

メンバーシップ会員・ペア会員ともに同じ

- ① 当館主催の各展覧会を1回限り無料観覧(一部対象外の場合がございます)
- ② 当館主催の各展覧会のご観覧2回目以降は団体料金でご観覧
- ③ 2 階常設ミュージアムショップにて 1000 円(税込)以上お買い上げで 5 %割引 * 図録は対象外です。
 - *会計時に会員証をご提示ください。
- ④ 1階カフェレストラン ミュゼカラトにてプチデザートをプレゼント *お一人様1オーダー必須

*ご注文時に会員証をご提示ください。

第10条(変更手続き)

(1) 会員は、届け出た氏名・住所等の情報に変更が生じた場合は、すみやかに当館ホームページのチケットサイト内にあるメンバーシップ会員向けマイページにてご自身でご変更いただくか当館まで届け出てください。なお、変更の届出がないために生じた不利益について、当館はその責任を負いません。

第11条(退会)

- (1) 会員は、会員ページでの更新手続きの停止の手続により、随時メンバーシップ制度 を退会することができます。但し、理由の如何を問わず年会費全額について、払い 戻しは一切いたしません。
- (2) 退会後も期間満了までは第9条の特典を受けることができます。

第12条(会員資格の喪失)

- (1) 次の場合は、事前に通知することなく、直ちに当該会員の資格を停止し、又はこれを取り消すことができます。なお、これにより、当該会員又は第三者に損害が発生したとしても、当館は一切責任を負いません。
 - 1. 入会時に虚偽の申告があったとき
 - 2. 公序良俗に反する行為又は法令に違反する行為を行ったとき
 - 3. 第三者を誹謗、中傷するなど、他人に不利益を与える行為を行ったとき
 - 4. 施設又は展示品を損傷する恐れがあると認められたとき
 - 5. 本規約に違反したとき
 - 6. 個人会員自ら又は法人会員の役員・従業員等が暴力団・暴力団員その他これに準ずる 者等反社会的勢力に該当したとき
 - 7. その他、会員として不適切であると当館が認めたとき

第13条 (メンバーシップ制度の改廃)

(1) 当館は、会員の了承を得ることなく、メンバーシップ制度及び会員の特典を改廃することができます。この場合、会員は損害賠償の請求を一切することはできません。

第14条(個人情報の取り扱い)

(1) 会員は、当館が取得した個人情報を、以下の目的のため必要な範囲で当館又は当館 の業務委託先を含む第三者が利用することを同意したものとみなします。

〈利用目的〉

会員情報管理、大阪中之島美術館からのご案内送付 なお、個人情報の取扱については、下記ホームページにてご確認ください。

https://nakka-art.jp

本規約は2024年3月に設定したもので、予告なく変更する場合もありますので 予めご了承ください。

第15条 (規約の変更)

- (1) 当館は、会員一般の利益に適合する場合のほか、その他の相当な事由があると認める場合、本規約の各条項を、変更することができるものとします。
- (2) 本規約の変更は、当社ホームページ上での掲示などの相当な方法で公表することにより行い、公表の際に定める期日から適用されるものとします。

第16条(消費税等)

消費税等の改定があった場合は、年会費を改定します。

付則

この規約は2024年3月29日より施行します。